

■ 冊子詳細

税理士 延時 隆／編著

令和4年6月10日発売

定価：880円（本体800円＋税） A5判・2色刷り冊子・78頁

税務・会計に関する「よくある相談事例」をQ & A形式で解説

会社経営者・経理担当者が、顧問税理士に行う税務・会計に関しての「よくある相談事例」を、内容別・ジャンル別にQ & A形式で整理し、あるべき税務判断の応答を目的として作成した冊子です。税理士が認識する税法等の法令と、税務当局の税務調査の臨場での通達の判断との齟齬を著者の体験・過去の事例をもとに記述しています。

押さえておきたい **基本** と **応用** Q&A

実例から学ぶ 中小企業の税務判断

税理士 延時 隆 編著

目次

I 会社・役員間取引

1. 不動産の賃貸借 4
 <会社と役員との土地・家屋等の賃貸借> 4
 <会社が役員の個人所有の土地を借りる場合> 6
 ◆借地権と底地 6
 ◆借地権の認定課税 8
2. 貸付金・借入金(会社と役員との間の金銭貸借) 10
 <役員に対する金銭貸付金> 10
 <役員からの借入金> 12

II 親会社・子会社

1. 取引価格の適正性(商品・製品の単価) 14
 <取引価格> 14
2. 子会社への出向と給与課税・源泉所得税 14
 <子会社への役員出向・出向元法人が支払う較差補填金> 14

III 売上・外注費等の計上時期とインボイス

1. 収益の計上時期(出荷、納品、検収の各基準)、引渡し認識 16
 <収益の計上時期> 16
2. 建設業等の請負工事、工事完成基準、部分完成基準 18
 <請負工事> 18
 <外注費に係る消費税の支払時期の問題> 19
3. インボイス制度 20
4. スクラップの売却 21

IV 役員給与・退職金

1. 定期同額給与と事前確定届出給与 22
 <役員に対する給与> 22
2. 役員給与の増減 23
 <増額改定による遡及の支給> 23

<役員給与の変更(好調期と業績悪化時)>	24
<事前確定届出給与・役員賞与の支給>	26
<役員への退職金(功績倍率)>	27
◆役員退職給与(不相当に高額な部分の金額)	28
<役員退職給与の支給時期と支払い方法>	29
<役員退職金>	30

V 福利厚生費と在宅勤務

1. 従業員の退職金積立(中退共制度)	32
2. 慰安旅行等	33
<慰安旅行>	33
<リゾート会員権>	34
3. 在宅勤務に係る費用等	35

VI 外注費か給与か・生命保険等

1. 社内外注・業務委託費	38
<外注費と給与>	38
◆従業員(給与)・外注費の判断基準として留意すべき事項	39
<短期前払費用>	40
2. 生命保険等	42
<生命保険契約>	42
<定期保険契約の取扱いの変更(法人税基本通達)>	44
<年換算保険料相当額30万円の基準(令和元年10月8日以後)>	48
<保険契約の変更>	48
<保険契約の転換(コンバージョン)>	49

VII 交際費

1. 謝礼、仲介手数料、情報提供料	52
◆消費税・源泉所得税の取扱い	53
2. ロータリークラブの会費等	54
3. 交際費と会議費	55
◆交際費と会議費との区別	55
◆資本金等の額が1億円以下の中小法人の場合の交際費	56

VIII 資本的支出(減価償却)と修繕費

1. 資本的支出と修繕費の判定	58
<経年劣化による修繕費>	60
<台風被害による修繕費>	60
<保険金と圧縮記帳>	61
◆保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳	62
◆災害損失特別勘定	63
<中古資産の修繕費>	64
<中古資産の耐用年数>	66
2. 減価償却	67
<少額減価償却資産の特例(30万円基準)>	67
◆取得価額による損金処理の区分	67
<リース契約>	68
◆リース取引の区分・種類	69

IX 資金繰り

◆運転資金と設備投資の資金	70
---------------	----

X 法人成り・事業承継税制

<棚卸資産の引継ぎ>	72
<固定資産の引継ぎ>	73
<みなし譲渡>	74
◆家事使用(自家消費)	75
◆入口と出口の課税の課題(私見)	75
<法人版事業承継税制>	76

凡例

法法…法人税法	措法…租税特別措置法
法令…法人税法施行令	措通…租税特別措置法関係通達
法基通…法人税基本通達	耐令…減価償却資産の耐用年数等に関する省令
所法…所得税法	耐通…耐用年数の適用等に関する取扱通達
所基通…所得税基本通達	
消法…消費税法	
消基通…消費税基本通達	

I 会社・役員間取引

1. 不動産の賃貸借

<会社と役員との土地・家屋等の賃貸借>

Q

当社が所有する土地・家屋を、当社の役員に社宅として貸すことになりましたが、家賃をいくらにしたら良いかの目安や注意する点などがあれば教えてください。

A

会社が役員に土地建物を貸す場合、次の「通常の賃貸料」を家賃として収受していれば問題ありません。

土地・建物の面積と固定資産税課税標準額をもって算出します。

ただし、床面積や取得価額、支払賃貸料の額、内外装の状況等から、いわゆる豪華社宅とされる場合は、次の算式の適用はなく、通常支払うべき使用料に相当する額が賃貸料相当額になります。

①通常の賃貸料の計算(小規模住宅でない場合)

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \times 12\% \\ \text{課税標準額} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{木造家屋以外} \\ \text{の家屋につい} \\ \text{ては10\%} \end{array} \right] + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地} \\ \text{の固定資産税の} \times 6\% \\ \text{課税標準額} \end{array} \right) \times \frac{1}{12}$$

(設例1) 役員社宅

その年度の家屋の固定資産税の課税標準額	その年度の敷地の固定資産税の課税標準額
6,170,000円	1,954,000円

○自社所有の社宅 (所基通36-40)

$$\left(\begin{array}{l} 6,170,000 \times 12\% \\ \downarrow \\ 740,400 \end{array} + \begin{array}{l} 1,954,000 \times 6\% \\ \downarrow \\ 117,240 \end{array} \right) \times \frac{1}{12} = \frac{71,470}{\downarrow} \text{月額家賃}$$

解説

<借り上げ社宅>



なお、会社が第三者から借り受けた土地・建物を役員に転貸借(又貸し)している場合、その賃借料の50%か、上記の賃貸料のいずれか高い金額を賃貸料の金額とします。

②小規模住宅の場合の計算

小規模住宅とは、床面積132㎡以下(木造家屋以外は99㎡以下)である住宅をいいます。

$$\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times 0.2\% + 12円 \times \frac{\text{その家屋の総床面積}}{3.3\text{㎡}} + \text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times 0.22\%$$

(設例2) 役員社宅(従業員社宅の場合も同様)

その年度の家屋の固定資産税の課税標準額	その年度の敷地の固定資産税の課税標準額	その家屋の総床面積
6,170,000円	1,954,000円	128.00㎡

○小規模住宅(自社所有・借り上げ) (所基通36-41、36-45)

$$6,170,000 \times 0.2\% + 12 \times 128.00 / 3.3 + 1,954,000 \times 0.22\% = \underline{17,104}$$

↓
↓
↓
↓

12,340
465
4,299
月額家賃

(参考法令等) 所基通36-40、36-41

Q 当社が所有する土地・家屋を、当社の役員に社宅として貸し出す際、実際の家賃が通常の家賃より低額であった場合、どのような取扱いとなりますか。

A 社宅として貸し出す際の家賃が、役員から徴収すべき通常の家賃より低額の場合は、その差額は役員給与として処理され、個人は源泉徴収されます。同時に、会社は受取家賃として収益計上することとなります。
その結果、株主総会等で決議された定期同額給与を超える場合、損金不算入の役員給与となります。

解説 ここでは、社宅として建物の貸借を解説しましたが、土地のみの貸借の場合では、以下のQ&Aのとおり、権利金の收受の有無や、個人の場合か会社の場合によって、それぞれ課税関係が異なります。

